

用語集

頁	用語	概要
1	けんこうじゅみょう 健康寿命	健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間。
1	フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。虚弱状態。早く介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす恐れがある。
3	しゃかいふくしほう 社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益保護や、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保や健全な発達を目的とした法律。
3	ちいきふくしかつどう 地域福祉活動 コーディネーター	平成 26 年度から概ね小学校区である区内 23 地域に 1 人ずつ配置し、地域福祉のネットワークづくりをめざしている。住民の身近な相談機関として、地域特性に応じた見守り活動やボランティアとの連携等を行っている。
3	しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法	平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいがある人もない人もお互いに理解しあい「共生社会」の実現をめざす。
3	えすでいじーず SDGs	国連総会で採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17 個のゴールで構成され、地球上の誰一人取り残さないとされている。地域福祉の推進に直接的に関係するゴールとしては、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 全ての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」等がある。
4	ニア・イズ・ベター	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方の一つ。大阪市では新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、「市政改革プラン」において「ニア・イズ・ベター」を追求している。
4	えすえぬえす SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の頭文字を取った略称。登録した利用者同士がWEB上で交流できる会員制サービス。
4	ぴーでいしーえー P D C A サイクル	計画管理を効率的に行う業務手法で、「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「評価 (Check)」→「改善 (Action)」のサイクルを繰り返し行い、継続的な改善に取り組むこと。
6	ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ 合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。日本では昭和 48 年の 2.14 を最後に、人口維持に必要とされる 2.07 を上回ったことがなく、平成 27 年は 1.50 にとどまっている。
7	こうれいかりつ 高齢化率	人口に対する 65 歳以上の割合。高齢化率が 7 %を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる (21%以上を「超高齢社会」と呼ぶこともある。)

頁	用語	概要
7	ろうろうかいご 老老介護	65 歳以上の高齢者が同じ 65 歳以上の高齢者を介護している状態。
8	ちいきほうかつ 地域包括 ケアシステム	地域住民が重度の要介護状態になっても、必要なサービスを必要な分だけ受け取ることができ、住んでいる地域でいつまでも自分らしく住み続けることをめざした仕組み。そのためには、生活の基盤となる住まいで、保健や医療等のサービス、在宅福祉等の福祉サービス、地域におけるインフォーマルサービス等が連携して、一体的に提供されることが必要。根拠法令は介護保険法第 115 条。
8	とくしゅ さ ぎ 特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言って A T M を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪。
11	しよくどう こども食堂	様々な家庭の事情等の理由で、孤食や家庭で十分な食事が摂れないこどもに対して、無料もしくは安価な食事を提供したり、安心して過ごすことができる居場所を提供する民間発の活動。最近ではこどもに限定せず、多世代や保護者同士が集う居場所として実施したり、宿題や学習を支援する居場所としても実施している。
12	くらしサポート ひらの センター平野	生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題にも対応し、個々の相談に適切な支援が届くよう、平野区役所に開設。こどもの不登校相談や就労相談、債務整理等の生活全般の相談を受け付けている。
13	ようしえんよびぐん 要支援予備群	現行の福祉の仕組みでは支援対象にはならないが、早期に課題等を解決することで、支援の対象になるまでの期間を長くすることができる対象者。（大阪公立大学 野村教授の表現）
15	ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	災害対策基本法において、障がいや高齢、乳幼児等、災害発生時の避難等に特に配慮が必要な人。
15	ようえんごしやめいぼ 要援護者名簿	高齢者や障がい者、難病患者等の要援護者から事前に同意を取り、災害時だけでなく平時の見守り対象者として把握して、地域における見守り活動や支えあい活動に活用する名簿。
16	マルチパートナー シップ	大阪市では、市民・企業・NPO等の様々なセクターの方々が互いに協働し、また、行政と協働して活力ある地域社会づくりをめざしている。
16	フォーマルサービス・ インフォーマル サービス	フォーマルサービスは、医療保険制度や介護保険制度等の法律・制度に基づいて行われる公的なサービスで、訪問介護やデイサービス等。 インフォーマルサービスは、介護保険等の制度を使わないサービスで、NPOやボランティアグループが行うサービス（有料・無料に関わらない）。
19	ちいきほうかつしえん 地域包括支援 センター・ ランチ	高齢者が住んでいる地域で安心して生活し続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が様々な専門機関と連携しながら支援する、介護保険法第 115 条の 46 で定められた機関。

頁	用語	概要
19	るんるんネット	医療と介護・福祉のネットワークを活用し、認知症高齢者だけでなく、高齢者の在宅生活を支援するための医療と介護・福祉の連携体制の定着・発展を図るため、連絡会・相談会を実施し、認知症サポート医との連携体制を深めている。
19	キャラバンメイト	認知症啓発活動として、認知症を正しく理解し、地域にお住いの認知症の人とその家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター（キッズを含む）養成講座」を開催するボランティアの講師。
19	にんちしょう 認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。
19	ひらの オレンジチーム	認知症診療・ケアの経験豊富な医師、医療・介護福祉の専門職で構成され、地域包括支援センターに設置。初期集中支援をはじめ、若年性認知症への支援、地域における認知症対応力向上への取組を行っている。
20	きっさ ふれあい喫茶	地域のつながりと住民のふれあいを深めるため、飲み物や軽食を有償（安価）で提供する、地域のボランティアが運営している交流の場。
20	ひやくさいたいそう いきいき百歳体操	手首・足首に重りをつけた簡単な筋力運動で、地域集会施設等で定期的に開催。仲間づくりや、閉じこもり予防、認知症予防にも期待できる。
20	しみん ボランティア市民 かつどう 活動センター	平野区社会福祉協議会に開設されている、ボランティア活動・市民活動全般の相談窓口。
20	しょくじ 食事サービス	地域に住んでいる高齢者を対象にした有償の食事提供活動。会食は地域集会施設等に集まって食事。配食はボランティアが自宅まで食事を届ける。つながりづくりや見守り活動として実施。
20	ひらのくみまも そうだんしつ 平野区見守り相談室	地域と行政が緊密に連携し、日頃からの見守り活動の推進や地域の関係団体等のネットワークづくりの強化を目的に平野区社会福祉協議会に設置されている。福祉専門職を配置し、 ①要援護者の名簿提供にかかる同意確認、名簿整理 ②孤立世帯等への専門的な対応 ③認知症高齢者等の行方不明時における早期発見 等に取り組んでいる。
20	しーえすだぶりゅ C S W	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（Community Social Worker）の頭文字を取った略称。民生委員や地域住民等から報告を受けた解決困難な事例の個別相談・援助・支援や関係機関と連携した活動をしている。（平野区見守り相談室）
20	ひらのく あい 平野区ささえ愛 しえんいん 支援員	介護保険法第115条の45により配置された生活支援コーディネーターの平野区における愛称。今後増加していく高齢者の生活支援ニーズに対応していくため、住民主体のサービスをはじめ、NPOやボランティア、企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援。 ①ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ②地域資源・サービスの開発等 ③サービスの実施情報の周知等 ④ニーズと地域資源とのマッチング 等

頁	用語	概要
21	にこにこ教室	65 歳以上の高齢者を対象に、月に 1 回、地域集会施設等で地域住民同士の交流の場を開催。栄養や認知症、口腔ケア等、専門家を講師に招いて講座を開催。介護予防教室として実施。
21	かかりつけ医療機関 いりようきかん	健康に関することを何でも相談でき、必要に応じて適切な医療機関を紹介する等、身近な医者・歯医者・薬局。
21	平野区在宅医療 ケア ネットワーク委員会 ひらのくざいたくいりょう いんかい	地域住民が要介護状態になっても、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等との関係者の連携が必要となる。医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、在宅医療・介護の関係者により委員会を設置し、在宅医療と介護連携の推進に取り組んでいる。
21	口腔ケア こうくう	一般的に口を清潔に保つこと。目的として、虫歯・歯周病予防、味覚の改善、会話等のコミュニケーションの改善、口腔機能の維持等。健康寿命を延ばす上で必要な取組と言われている。
21	Q O L きゅーおーえる	クオリティ・オブ・ライフ（Quality Of Life）の頭文字を取った略称で、日本語としては「生活の質」と訳されることが多く、「生きがい」や「満足度」という意味もある。
22	あいサポート運動 うんどう	多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解し、困っている様子を見かけたら、ちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす運動。
23	平野区地域自立 支援協議会 ひらのくちいきじりつ しえんきょうぎかい	障がい者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、平野区における相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステムづくりを協議している場。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき設置している。
24	あんしんサポート	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人を対象に、地域で自立した生活が送れるよう援助し、その権利擁護を目的とした事業。福祉サービスの援助や日常的な金銭管理サービス等を行っている。
24	平野区 障がい者・ 高齢者虐待防止 連絡会議 ひらのくしょう しゃ こうれいしゃぎやくたいぼうし れんらくかいぎ	障がい者・高齢者虐待防止等の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する人等が、虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連携協力ができる体制を強化することを目的とした会議。
24	虐待防止活動評価 検討会 ぎやくたいぼうしかつどうひょうか けんとうかい	区役所と地域包括支援センター等において、高齢者に対する虐待状況の早期終結を目的に処遇検討を行い、虐待が起こった要因を分析して明確化し、その防止対策について検討するため定期的に開催している会議。
25	妊産婦健診 にんさんぶけんしん	全ての妊婦が安心して安全に出産できるよう、定期的に行う妊婦健康診査。また、出産後間もない時期に妊婦の体と心の健康状態を確認するため、産後 2 週間及び産後 1 か月に行う産婦健康診査。
25	乳幼児健診 にゅうようじけんしん	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法に基づいた健康診査で、保健師による妊娠・出産・育児に関する保健指導等、様々な支援を実施。3 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を実施。

頁	用語	概要
25	さいじほうもんじぎょう 4 歳児訪問事業	4 歳児にかかる家庭訪問等を行い、健康教育、子育て相談、個別支援等を実施し、虐待予防につなげる事業。
25	がくりよく こども学カサポート 事業	小学生を対象とし、大学生や地域の人材が児童への学習支援を実施することによって、児童の学習習慣の定着を図るとともに、事業の実践により人材の育成につなげることを目的として、平野区内の市立小学校等で教育活動の支援等を行う事業。
25	こどもサポート ネット事業	学校を通じて、世帯の経済的困窮等の課題を抱える要支援者を早期に発見し、課題を見える化するとともに、学校と区役所が連携して必要な制度につなぐ事業。
25	い ちから こどもの生きる力 育成支援事業	小中学生を対象とし、こどもの生きる力を育成することを目的として、学校・区役所子育て支援室、その他関係機関と連携しながら、不登校・不登校に陥る恐れのある児童・生徒及び保護者を早期にサポートし、対象児童及び生徒の学力向上、意欲向上、居場所づくり等の各種支援を実施。また、児童・生徒が将来のイメージを具体的に持つことによる意欲向上をめざし、事前に登録されたゲストティーチャーを派遣する事業。
25	せいしゅんせいかつ ひらの青春生活 応援事業	様々な理由により、不登校に陥る恐れのある高校生一人ひとりにあわせた高校生活の定着と卒業をめざす個別支援事業。
25	ひらのく 平野区のこどもたち を元気にする宣言	平野区に関わるすべての人が、未来を担うこどもたちのために、それぞれの立場や分野で取り組んでいくことを平成 26 年 5 月に宣言した。以下、宣言内容。 ・こどもも親も たくさんの人と関わりを持ちながら ともに育ち・育てる ・多様な体験や学習から こどもの未来の可能性を広げる ・すべての大人や社会がつながり こどもの育ちを支援する
25	い ちから こどもたちの 「生きる力」 育成プロジェクト + 10	「平野区のこどもたちを元気にする宣言」を理念におき、家庭・地域・区民・企業・学校等がこどもの成長についてしっかり考え、共に持てる力を発揮し、こどもの健やかな育みを支える取組。妊娠期から子育て期、こどもの社会的自立までの切れ目ない支援を行う 10 項目の取組。
26	でいーぶい D V	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の頭文字を取った略称。一般的には、「配偶者や恋人等、親密関係にある、または、あった者からの暴力」としている。
26	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話等に時間を費やすことで、友人と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻する等、こどもらしく過ごせない可能性がある。

頁	用語	概要
26	こそだ 子育て コンシェルジュ	区役所子育て支援室に配置されている、主に保育園や幼稚園の入園等に関する相談対応を行う職員。正式名称を「利用者支援専門員」といい、地域の子育て支援機関との連携調整や情報共有等も行っている。
26	ひと ^{おやかてい} り親家庭 サポーター	ひとり親世帯の人や寡婦の人に対して、就職や自立支援に関する情報提供や、離婚前相談、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談、申請受理等、きめ細やかな相談支援体制を構築。
27	キッズひらちゃん こそだ おうえんだん 子育て応援団	次世代を担うこどもたちが安全で安心な環境の中で育ち、いきいきと自立して生きる社会、こどもを産み育てることに安心と喜びを感じることができる社会をめざすため、子育て支援に協力していただける企業・店舗等。
27	こそだ 子育てサロン	住んでいる身近な地域集会施設等で、小学校就学前の乳幼児とその保護者が楽しく遊べ、保護者の子育ての悩みを相談でき、仲間の輪が広がることを目的に、地域のボランティア等が定期的に運営する居場所活動。
27	ひらのく 平野区みんな食 ^{しよくどう} 堂 ネットワーク	平野区内で活動するこども食堂やこどもの居場所活動を行っている団体等が、相互の情報共有と協働を目的に活動するネットワークの仕組み。今後、こども食堂等の開設を検討している個人や団体からの相談を受けたり、区役所や区社協等と連携した取組を実施している。
27	さと ^{おや} り親	こどもが、もとの家庭で生活できるようになるまでの一定期間、あるいは、自立できるようになるまでの期間（原則 18 歳まで）、深い愛情と理解を持って自身の家庭で育ててくれる人。
28	おやこ ^{しえんいん} 親子ケア支援員	要保護児童をはじめとした虐待リスクのある家庭に対して、家庭訪問や個別相談の支援等を行っている。
28	ようほごじどうたいさく 要保護児童対策 ちいききょうぎかい 地域協議会	児童福祉法第 25 条の 2 に基づき設置され、要保護児童の早期発見やその適切な保護、要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関（保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等）や関係団体及び児童の福祉に関する関係者が、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容に関する協議等を行う。
29	ひらのく 平野区セーフティ れんらくかい ネット連絡会	複合的な課題を抱える人や世帯に対して、各分野の専門職が連携して支えることができる地域支援力の向上をめざして定期的に開催。各関係機関同士の顔の見える関係づくりから平野区の課題の情報交換を行っている。
30	ぼうさいきょうりよくぎぎょう 防災協力企業	「民助」の理念に基づき、地域貢献を行う意思を有する、区内に所在する企業・事業所等に登録していただいている。地震や風水害等の災害時に可能な限りで地域における災害応急対策や復興等の活動に協力してもらう仕組み。
31	ひらのく 平野区まちづくり センター	新しい地域自治の仕組みである地域活動協議会の自律的な運営を支援するために窓口として区役所内に開設。地域活動に関する様々な相談に対して助言等を行っている中間支援組織。